



# 交通安全協会からお知らせ



交通安全協会佐川支部・佐川警察署 電話 22-0110

※交通安全協会は皆様の会費で運営されています。ご協力よろしくお願ひします。

## 自転車安全利用五則 5月は自転車月間です

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止 (令和6年11月1日から罰則強化)
- 5 ヘルメットを着用 (令和5年4月1日から努力義務)



自転車のスマホ・酒気帯び

### 罰則強化



※携帯電話使用等・・・最大1年以下の懲役または30万円以下の罰金

※酒気帯び運転・・・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

『年間500円(×有効年)』で会員へ!

### 今月の「加盟店」ピックアップ紹介



お食事処 **おさき**

～食後の飲み物

**50円引き**～

仁淀川町大崎325

電話 0889-35-0309

※免許証と会員証を店頭で提示して下さい

## 地域安全アドバイス

高吾北地区地域安全協会事務局 電話 22-0560 (佐川警察署 刑事生活安全課内)

## 5月は自転車月間

～鍵かけで自転車盗難被害防止～

買い物や通学、通勤、ツーリング等で使用している自転車に鍵をかけていますか?

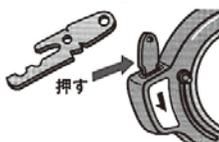
自転車盗難被害から自転車を守るためにも、次のような対策をしましょう。

### 【対策ポイントとして】

- 1 「ツーロック」の励行。  
自転車に備え付けの鍵だけではなく2重に鍵をかける。
- 2 防犯機能の高い錠に交換する。  
(プレス錠からシリンダー錠への交換など。)
- 3 自転車防犯登録をする。
- 4 住宅の敷地内や駐輪場でも必ず鍵をかける。



#### ●プレス錠



キーを差し込んで押すだけの解錠ですが、ドライバーなどの工具で簡単に解錠される恐れがあります。

#### ●シリンダー錠



キーを差し込み、回して解錠しますが、シリンダー内が複雑な仕組みのため、工具でもこじ開けにくく盗難に強い錠前です。